（認定の取消し等）

第十三条　法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　日欧協定第七条３、日シ協定第五十一条３、日米協定第八条２又は日英協定相互承認議定書第七条３の規定により登録の効力が停止されたとき。

二　日欧協定第九条１、日シ協定第五十三条１、日米協定第六条１又は日英協定相互承認議定書第九条１の規定により日欧協定第八条１の合同委員会、日シ協定第五十二条１の合同委員会、日米協定第十条１の合同委員会又は日英協定相互承認議定書第八条１の合同委員会が登録しないことを決定したとき。

（身分証明書）

第十六条　法第三十七条第三項の証明書は、様式第九によるものとする。

２　法第三十七条第七項の証明書は、様式第十によるものとする。

（業務の範囲を限定する場合の手数料の額）

第十八条　令別表第一の備考一の主務省令で定める範囲は別表の一の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考一の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

２　令別表第一の備考二の主務省令で定める範囲は別表の二の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考二の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

３　令別表第一の備考三の主務省令で定める範囲は別表の三の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考三の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

４　令別表第一の備考四の主務省令で定める範囲は別表の四の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考四の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

５　令別表第一の備考五の主務省令で定める範囲は別表の五の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考五の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

６　令別表第一の備考六の主務省令で定める範囲は別表の六の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考六の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

７　令別表第一の備考七の主務省令で定める範囲は別表の七の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考七の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

（認定の取消し等）

第十三条　［同上］

一　日欧協定第七条３、日シ協定第五十一条３又は日米協定第八条２の規定により登録の効力が停止されたとき。

二　日欧協定第九条１、日シ協定第五十三条１又は日米協定第六条１の規定により日欧協定第八条１の合同委員会、日シ協定第五十二条１の合同委員会又は日米協定第十条１の合同委員会が登録しないことを決定したとき。

（身分証明書）

第十六条　法第三十七条第三項の証明書は、様式第八によるものとする。

２　法第三十七条第七項の証明書は、様式第九によるものとする。

（業務の範囲を限定する場合の手数料の額）

第十八条　令別表第一の備考一の主務省令で定める範囲は別表の一の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考一の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

２　令別表第一の備考二の主務省令で定める範囲は別表の二の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考二の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

３　令別表第一の備考三の主務省令で定める範囲は別表の三の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考三の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

４　令別表第一の備考四の主務省令で定める範囲は別表の四の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考四の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

５　令別表第一の備考五の主務省令で定める範囲は別表の五の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考五の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

６　令別表第一の備考六の主務省令で定める範囲は別表の六の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考六の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあっては、同項の第四欄に定める額）とする。

［新設］